

いじめ問題に対する新たな提言【概要】

平成19年9月
岡山県いじめ対策行動推進会議

I いじめを取り巻く現状と背景について

現状

- ・一人の子どもをターゲットにし、大人の見えないところでいじめが執拗に繰り返され、それが次第にエスカレートして、子どもを追い込んでいく。
- ・インターネットのサイトや携帯電話のメールによって、相手を誹謗中傷するいじめが発生している。
- ・たかりや暴力など、犯罪行為としてのいじめが発生している。
- ・自分がいじめられる側になるのを恐れて、子どもたちだけでいじめが止めにくくなっている。
- ・いじめているという意識がない。

背景

- ・対人関係能力やコミュニケーション能力の低下などによる人間関係の希薄化
- ・日常生活の中で抱えているストレスの増大
- ・自己中心的な考え方 等

II 学校の組織的な対応

- ・校内組織の設置、指導方針の共通理解など、組織的に対応する。
- ・生徒指導主事がコーディネーターとしての役割を果たす。
- ・いじめの未然防止に向けて、日ごろから、子どもや保護者に対し、学校のいじめに関する指導方針や指導計画等について説明する。
- ・生徒指導主事を中心に、関係機関や地域の方と緊密な連携を図る。

III いじめの事例を基にした対応の在り方

1 インターネットのサイト、携帯電話のメールなどによるいじめの事例

(困難点)

- ・匿名性が強いため、書き込みをした人物の特定やいじめの事実の把握が難しい。
- ・瞬時に広まる恐れがある。
- ・削除依頼をしても削除されないことや、削除依頼者の名前がサイトに載せられ二次被害が発生することがある。
- ・名誉毀損等の犯罪になる場合が考えられる。

(取組のポイント)

書き込み事案があった場合の学校の対応の流れ

問題の発見

○被害拡大防止のため、迅速に対応する。

子どものケアを行う

- 養護教諭、カウンセラーなどと連携をして書き込みをされた子どもへの対応をする。

学校の指導方針確立

学校

報告

教委

相談

警察

事実確認をする

- 状況を確認して、内容、URLなどの記録を残す。
- 学校の対応について本人・保護者に理解を得る。

学校で対応する

- 書き込みの削除を依頼する。
- 書き込みをした子どもの特定に努める。

警察に対応を依頼する

- 学校は削除要請をせず、警察へ対応の要請をする。
- 書き込みの内容やURL等の資料を準備する。

いじめの指導をする

情報モラルの教育

2 集団になじみにくい子どもがいじめに関係している事例

(困難点)

- ・背景に子どもの発達上の課題も考えられることから、その課題への対応も必要になる。
- ・いじめている子どもたちは、いじめを正当化しようとすることが多く見られる。

(取組のポイント)

- ・特別支援教育コーディネーター等を交えた校内委員会で話し合い、今後の支援の方向性について検討し、校内体制を整える。
- ・いじめられている子どもの入学前の学校・園と情報交換する。
- ・発達障害が疑われる場合には、保護者の思いを踏まえながら、病院や児童相談所への相談を勧める。

3 集団の中で対象が次々と変わるいじめの事例

(困難点)

- ・対象が次々と変わるなど捉えどころがない。
- ・いじめることで仲間意識が生まれたり、遊び感覚で罪の意識が低いといったことが見られる。

(取組のポイント)

- ・日ごろの子どもたちの人間関係を把握する。
- ・構成的グループ・エンカウンター・ピア・サポート等の人間関係づくりの活動を取り入れる。

4 暴力・恐喝によるいじめの事例

(困難点)

- ・被害の子どもが仕返しを恐れて抱え込み、発見しにくい。
- ・保護者が被害届を出さないことがある。

(取組のポイント)

- ・学校だけで抱え込まず、警察等に連絡するなど、毅然とした対応が求められる。
- ・加害の子どもが関係機関に送致された場合には、関係機関での指導内容や本人の状況等について情報を収集し、学校へ復帰した後の指導に生かす。
- ・児童相談所や福祉事務所、家庭裁判所、民生・児童委員、保護司等の関係機関の協力も必要になる場合が多く、日ごろからの関係機関との連携が大切である。

5 いじめの背景に家庭での虐待が考えられる事例

(困難点)

- ・いじめの背景に児童虐待があり、家庭の協力が得られにくい。
- ・本人への指導だけでは効果が上がりにくい。

(取組のポイント)

- ・児童虐待の疑いがある場合には、いじめの指導と併行して、児童相談所や市町村の担当部署に早期に連絡し、連携を図りながら、学校としての指導方針を明確にして対応する。

6 学校と保護者の関係がこじれて解決が難しい事例

(困難点)

- ・学校ができないことを執拗に要求されることがある。
- ・不信感が高まり、こじれた関係が固定化してしまう。

(取組のポイント)

- ・いじめられている子どもの思いや保護者の要求の背景にある思いを汲み取りながら、学校の対応を振り返り、改善すべき点はすぐに対応しながら、信頼を回復するよう努める。
- ・保護者が孤立しないように、PTA役員等に相談に乗ってもらったり、保護者懇談会などに積極的に参加するよう勧めて、保護者同士のネットワークを作つておく。

IV いじめの未然防止に向けて

1 学校の取組

- ・いじめの背景として、コミュニケーション能力、対人関係能力の低下やストレスを抱えているといった問題が挙げられている。そのため、次のような視点で取り組むことが大切である。

- いじめを生まない学校・学級づくり
 - 豊かな人間関係づくり
- きめ細かい指導による基礎基本の徹底
 - 心の教育の推進
- 基本的生活習慣の確立
 - 保護者や地域との積極的な連携

2 家庭の取組

- ・親として家庭で子どもたちとしっかりと触れ合う。
- ・親としてできること、しなければならないことを粘り強く実践する。

3 地域の取組

- ・地域として、家庭を支え、「地域の子どもは地域で育てる」という視点に立ち、地域ネットワークづくりや、子どもの活動の場の設定、子どもへの声かけ等の取組を充実させる。

4 関係機関等との連携

- ・警察、児童相談所、福祉事務所、民生・児童委員、カウンセラー、精神科医、小児科医、社会教育関係団体等との情報交換を定期的に開くなど、普段から良好な関係をつくつておく。

は　じ　め　に

昨年度、各地で、いじめを苦にして児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生しました。また、最近では、携帯電話やインターネットを利用した新たないじめが見られるなど、いじめの深刻化、陰湿化が更に進んでいるように思います。

こうしたこと踏まえて、岡山県教育委員会により、「岡山県いじめ対策行動推進会議」が設置され、私たち12名の委員は、県教育委員会教育長からいじめに対する学校の取組や家庭の役割、関係機関との連携の在り方等について諮詢を受けました。3回の会議においては、対応が困難な事例を取り上げ、専門的な立場から、多面的、多角的に協議を行い、参考となる取組のポイントを取りまとめました。

いじめの問題については、児童生徒一人一人の人権を侵害するものであり、時に命にかかわる問題に発展することもあるなど、事の重大性を十分に認識して対応する必要があります。

学校では、日ごろから児童生徒の発するサインを敏感にキャッチし、いじめを認知した場合は、いじめられている児童生徒の安全を確保するとともに、いじめをやめさせることが必要です。その取組においては、学校がチームを編成し、組織として、また、家庭や関係機関と密接に連携しながら、計画的、継続的に取り組んでいくことが何より重要であると考えます。

教育委員会や学校におかれましては、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、本提言の趣旨を踏まえ、いじめ問題の解決に積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

平成19年9月11日

岡山県いじめ対策行動推進会議

委員長 古市裕一

いじめ問題に対する新たな提言

平成19年9月11日

岡山県いじめ対策行動推進会議

目 次

はじめに

I いじめを取り巻く現状と背景について	• • • 1
---------------------	---------

II 学校の組織的な対応	• • • 1
--------------	---------

III いじめの事例を基にした対応の在り方

1 インターネットのサイト、携帯電話のメールなどによるいじめの事例	• • • 3
2 集団になじみにくい子どもがいじめに関係している事例	• • • 6
3 集団の中で対象が次々と変わるいじめの事例	• • • 8
4 暴力、恐喝によるいじめの事例	• • • 10
5 いじめの背景に家庭での児童虐待が考えられる事例	• • • 12
6 学校と保護者の関係がこじれて解決が難しい事例	• • • 14

IV いじめの未然防止に向けて

1 学校の取組	• • • 16
2 家庭の取組	• • • 18
3 地域の取組	• • • 18
4 関係機関等との連携	• • • 19

参考資料

いじめの相談窓口	• • • 21
岡山県の児童相談所、福祉事務所	• • • 22
子どもの人間関係づくりに関する書籍の例	• • • 23
参考文献	• • • 24
岡山県いじめ対策行動推進会議委員名簿	• • • 25

I いじめを取り巻く現状と背景について

第1回目の会議では、自由に意見交換をする中で、最近のいじめを取り巻く現状について確認した。その主なものを次に列挙している。

- 一人の子どもをターゲットにし、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、仲間はずしや集団による無視など、大人の見えないところで執拗に繰り返され、それが次第にエスカレートして、子どもを追い込んでいく。
- インターネットのサイトや携帯電話のメールによって、相手を誹謗中傷するいじめが発生している。
- たかりや暴力など、犯罪行為としてのいじめが発生している。
- 自分がいじめられる側になるのを恐れて、いじめをはやし立てたり、同調したりしており、子どもたちだけでいじめが止めにくくなっている。
- いじめているという意識がなく、指摘されてもいじめを認めない子どもや保護者も見られる。

また、いじめの背景には、次のようなことが考えられる。

- 幼少期から、同年代や異年齢の友だちと遊ぶことが少なくなったことなどにより、対人関係能力やコミュニケーション能力が低下している。
- 子どもたちが日常生活の中で様々なストレスを抱え、うまく解消しきれていない状況がある。
 - ・学校で、授業内容が理解できなかったり、友人から嘲笑されたりすることから起こるストレス。
 - ・家庭で、自分は愛されている、大切にされているという安心感が低下し、やる気や希望を失うことから蓄積されていくストレス。
 - ・経済的な理由などで将来の展望が持てなくなったりすることによるストレス。
 - ・保護者の子どもに対する過剰な期待がプレッシャーになっていることによるストレス。
 - ・家庭や学校で自己肯定感を感じられないなど、自分の居場所が見いだせない不安感からくるストレス。
- 「個性重視」を、「自分の個性は認めるが、相手の個性を認めない。」と誤解するなど、自己中心的な考え方方が広まっている。
- 匿名性の強いインターネット等の普及に対し、学校や家庭の情報モラルの指導が追いついていない。
- 大人社会のゆがんだ風潮の影響も見られる。

II 学校の組織的な対応

学校の組織的な対応については、これまでも、その必要性が指摘されており、考えられる対応の在り方について、次に整理している。

なお、いじめに気づいた担任等教職員は、速やかに校長・教頭や学年主任、生徒指導主事等に報告し、その後の対応をどのようにするか協議することが大切である。

また、いじめの未然防止に向けて、日ごろから、子どもや保護者に対し、学校のいじめに関する指導方針や指導計画等について説明するとともに、児童相談所や警察等の関係機関や民生・児童委員などの地域の方の協力を得て、いじめについて協議する機会を設けたりするなど、緊密な連携を図ることが大切である。

[校内組織の設置]

- いじめの発生に際し、校内に、例えば「いじめ対策委員会」を設置する。このような組織を設置するかどうかの判断は、いじめの状況等を踏まえて行う。
- 「いじめ対策委員会」等校内組織のコーディネーターについては、生徒指導主事が務める。生徒指導主事は、校長・教頭と連絡を密にとり、その意向を十分踏まえる。

[指導方針等の決定]

- 生徒指導主事は、学級担任等がいじめの当事者や周囲の者から事実確認した内容に基づいて、いじめに対する指導方針や指導内容等を協議する。その際、児童相談所や警察等の関係機関、場合によっては、民生・児童委員、保護司等とも連携し、助言を得る。
- 管理職によって了承された方針等は、職員会議等を通じて全教職員に説明し、共通理解を図りながら一致協力して取り組む。

[指導状況と方針等の修正]

- 生徒指導主事は、学級担任等による指導状況を把握し、場合によっては指導方針等の修正を行う。
- いじめの当事者や周囲の者への指導、保護者への対応について、指導方針等に基づいて、複数の教員で対応し、その進捗状況については、「いじめ対策委員会」等校内組織に報告する。

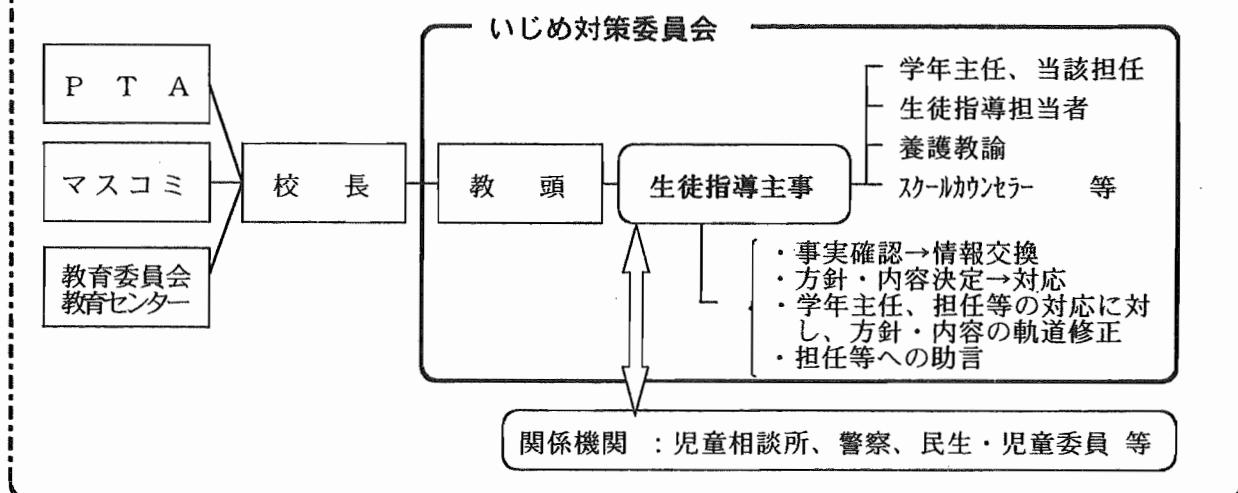
[学級担任等への助言]

- 校長、教頭、生徒指導主事等は、学級担任等に対し、適宜、激励や助言を行う。

[管理職の役割]

- 校長は、教育委員会に報告するとともに、PTA役員等に説明し、支援や協力を求める。
- マスコミへの対応が必要な場合は、窓口の一本化を図る。基本的には、校長が窓口となるのが望ましい。

「いじめ対策委員会」の例



III いじめの事例を基にした対応の在り方

1 インターネットのサイト、携帯電話のメールなどによるいじめの事例

インターネット上の電子掲示板にAの個人名が挙げられ、「キモイ」「学校に来なきやいいのに」等と書かれているのを友人が発見し、担任に相談した。校長と生徒指導担当教員は、書き込みをされた本人が知る前に書き込みを削除する必要があると判断し、電子掲示板の管理者にメールで削除依頼を行った。削除されるまでにはかなりの時間がかかり、本人も含めて多くの生徒がその書き込みを見ていた。これが原因でAは学校を休みがちになった。担任は、養護教諭やカウンセラーと連携して、本人の心のケアを行った。

学校では併行して事実確認をし、調査したが、書き込みをした子どもの特定はできなかった。

この種の事例は、近年増加しているインターネットの電子掲示板等への書き込みによるいじめである。岡山県においても、平成18年度中にパソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされたいじめは、小学校7件、中学校41件、高等学校6件（「平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）であった。この種の事例への対応の困難さとしては、次のようなものが挙げられる。

- 匿名性が強いため、書き込みをした人物の特定が難しく、また、エスカレートしやすい。
- 書き込まれた内容が、瞬時に広まる恐れがある。
- 様々なサイトがあるので、教師等がいじめを把握するのが難しい。
- 削除依頼の方法が複雑で、時間がかかったりする場合がある。
- 削除依頼をしても、削除されない場合がある。また、削除依頼者の名前がサイトに載せられることもあり、次にその依頼者が誹謗中傷の対象となるなど、二次被害が発生する場合もある。

取組のポイント

◇学校の取組

(1) 方針の確立

インターネット等を利用した誹謗中傷などのいじめは、名誉毀損等の犯罪になる場合も考えられる。また、その決定は警察が行うものである。そのため、学校は、いじめの事実を確認した段階で、警察と相談し、犯罪として警察に取り扱ってもらうのか、学校でいじめとして指導していくのか決定することになる。

- ・被害拡大防止のため、迅速に対応する。
- ・所管の教育委員会に報告し、過去の事例や対応の仕方等参考になるものがあれば、その情報提供を受ける。
- ・学校の対応について、本人・保護者に理解を得ておく。
- ・誹謗中傷の内容、書き込みの時間や電子掲示板のURLは保存し、印字する。※URL：インターネット上での住所にあたる記号(<http://www...>)

(2) 警察との相談に当たって

- ・書き込みの削除については、被害の拡大を防止するため、サイトの管理者に依頼することになるが、警察が犯罪として取り扱う場合は、事実確

認、加害者の特定を行うため、削除の依頼をしない。

- ・警察に相談すること等の学校の対応については、事前に子どもや保護者に相談し、了解を得ておく。または、保護者から警察に相談するよう勧める。

(3) 具体的な指導

(ア) 学校で対応する場合

- ・サイトの管理人に書き込みの削除を依頼する。
- ・校内で書き込みをした子どもの特定に努めるとともに、書き込みをされた子どもや保護者の意向を確認しながら、問題を学年集会等で取り上げるなどして指導する。
- ・必要であれば養護教諭、カウンセラーなどと連携をして心のケアに努める。
- ・書き込みをされた子どもの状態に留意しながら、書き込みに対して無視することも効果があることを伝える。

書き込みの削除依頼について

○削除依頼の方法が書いてあるページを探し、指示してある方法に従う。

- ・「ガイドライン」「プライバシーポリシー」「利用規約」といった文字が「会社概要」等と共に、ホームページの下部に書かれてあることが多く、その文字の部分をクリックすると削除依頼の方法が書かれていることが多い。

例)

- 会社概要 - ガイドライン - お問い合わせ - ヘルプ -

○削除されるまでに時間がかかることがあるので、削除されたかどうかの確認をする。

○削除依頼者の名前がサイトに載せられ、それに対して二次被害を受ける場合もあるので、説明をよく読む。

○警察や教育委員会に相談して行う。

(イ) 情報モラルの教育

- ・人を傷つける書き込みやメールはしてはならないことを徹底する。自分が見た場合、どのような気持ちになるのか考えさせる。
- ・インターネットのサイトや携帯電話のメールによる誹謗中傷は、犯罪行為となる可能性があることを指導する。
- ・インターネットのサイトの誹謗中傷は、多くの人の目に触れ、取り返しのつかないことになる危険性があることを指導する。

情報モラル教育資料

「みんなで学ぶ情報モラル～インターネットを利用する際のルールとマナー～」
岡山県教育委員会ホームページ

<http://www.pref.okayama.jp/kyoiku/sido/moral/index.html>

「情報モラル指導用教材」

県総合教育センター指導資料：

<http://www.edu-ctr.pref.okayama.jp/edu-c/moralweb/kyouzai/index.html>

◇家庭との連携

- ・保護者会などで、携帯電話やインターネットの使い方や有害性等について説明し、保護者への啓発を行う。
- ・パソコンや携帯電話を買う前に、子どもとしっかり話し合いをし、使い方やルールを決めるよう伝える。

相談機関の例

- 法務省人権擁護局
 - ・インターネット人権相談受付窓口
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
 - ・子どもの人権110番 電話 0120-007-110
- 岡山県警察本部「サイバーパトロール情報／相談BOX」
(対応に困ったとき、対応の仕方が分からぬとき、相談を受け付けてくれるサイト)
<http://www.pref.okayama.jp/kenkei/seian/seiki/cyber/page3.html>

書き込み事案があった場合の学校の対応の流れ

問題の発見

- 被害拡大防止のため、迅速に対応する。

- 子どものケアを行う
- 養護教諭、カウンセラーなどと連携して書き込みをされた子どもへの対応をする。

学校の指導方針確立



事実確認をする

- 状況を確認して、内容、URLなどの記録を残す。
- 学校の対応について本人・保護者に理解を得る。

- 学校で対応する
- 書き込みの削除を依頼する。
 - 書き込みをした子どもの特定に努める。

- 警察に対応を依頼する
- 学校では削除要請をせず警察へ対応を依頼する。
 - 書き込みの内容や、URL等の資料を準備する。

いじめの指導をする

情報モラルの教育

2 集団になじみにくい子どもがいじめに関係している事例

小学校に入学後、Aは授業中におしゃべりが多かったり、席を立って動いたりするなどの行動面の問題や、授業や課題に集中しにくいという問題があった。なかなか集団生活になじめず、友人と一緒に遊べないこともあった。

また、たびたび忘れ物をするので、担任から厳しく注意されることもあったが、いくら指導されてもなかなか改善できなかった。次第にAは仲間はずれにされたり、からかわれたりするようになり、いじめに発展していった。同じクラスの保護者から学校での状況を聞いたAの保護者が担任に問い合わせ、いじめの事実が発覚した。

この種の事例は、背景に子どもの発達上の課題も考えられることから、その課題への対応も必要である。また、いじめている子どもたちは、Aの行動を非難し、自分たちのいじめを正当化しようとするが多く見られる。対応の困難さとしては次のようなものが挙げられる。

＜いじめる子どもに対して＞

- 「いじめられている子どもに原因がある。」と、いじめを正当化する場合が多い。
- いじめている子どもの保護者も、我が子のいじめに対する認識が低く、学校の指導に協力しない場合が多い。
- 周囲の子どもに、いじめられている子どもの課題を受け入れられるようになるのが難しい。

＜いじめられている子どもに対して＞

- 繰り返し指導をしても、十分な効果が得られず、抱えている課題が改まらない。
- この事例の場合、発達障害も考えられるが、対応についての教員の理解が十分に進んでいない新しい課題である。

取組のポイント

(1) 方針の確立

- ・校内の支援体制を整え、支援が必要な子どもの状況や指導方法を全教職員で共通理解し、一貫した対応ができるようにする。
- ・保護者から家庭の様子を聞いたり、入学前の学校・園と情報交換したりするなど、生育歴や詳細な生活の様子を把握する。
- ・いじめを正当化する考え方に対して、指導方針を明確にする。
- ・いじめられている子どもの抱える課題への対応方針を明確にする。
- ・教育委員会や児童相談所の担当者、臨床心理士、医師、保健師等と連携し、助言を得る。

(2) 具体的な指導

(ア) いじめた子ども、周囲の子どもに対する指導

- ・いじめを正当化する考え方に対しては、どんな理由があっても、いじめは

許されないことを徹底して指導する。

- ・いじめの原因となっているいじめられた子どもの課題に対しては、別途指導していくことなどをいじめた子どもたちに伝え、学級全体でいじめられた子どもを受け入れ、支え合うことを確認する。
- ・周囲の子どもの気持ちをしっかり聞き、支援を必要とする子どもとのかかわり方を助言する。
- ・学級全体への指導や個人への指導が考えられるが、子どもの発達段階や学級集団の特性を見ながら指導をする。
- ・いじめられた子どもの課題や背景を学級へ伝える場合には、本人や保護者の了解を得る。

(イ) いじめられた子どもに対する支援

- ・子どものつらい気持ちを共感的に受け止め、子どもが困っていることに対する具体的な参考例などを参考にしながら、学習や活動に参加できるよう取り組む。

支援の具体例

- 分かりやすい言葉かけに留意する。
- 次の活動やスケジュールを黒板などに書き、見通しを持ちやすくする。
- スマイルステップで一つずつ指導する。
- 子どもの苦手な面だけの指導ではなく、得意な面や努力している面を見つけて、ほめたり、学級で紹介したりして、自信を持たせるようにする。

(ウ) 発達障害が疑われる場合の対応

- ・特別支援教育コーディネーター等を交えて校内委員会で話し合い、今後の支援の方向性について検討し、校内体制を整える。
特別支援教育コーディネーターについては文部科学省ホームページを参照
(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/01/04013002.htm)
- ・保護者と教職員が共通理解をして対応すれば、行動の改善も期待できるので、保護者の思いを踏まえながら、専門機関の受診を勧める。
- ・病院や児童相談所等、専門機関と連携を図り、支援チームを組織して指導方針を立てる。
- ・専門機関との連携を図る際には、学校での観察が重要な判断材料となるため、気になる行動やその変化等の記録を残すようとする。
- ・発達障害について保護者の理解が得られない場合は、教職員が校内研修等で発達障害についての理解を深め、保護者とともに子どもの支援を行う。
- ・専門機関や親の会などから講師を招いて教職員研修やPTA研修を開くなど、教職員間での共通理解や保護者への啓発を図る。

3 集団の中で対象が次々と変わるいじめの事例

学校行事における些細な行き違いから、集団でのAに対する無視や仲間はずしが発生した。Aは精神的に不安定になり、学校も休みがちになり、登校時も保健室で過ごすことが多くなった。

いじめに関係した生徒への指導によりAは登校できるようになったが、その後、仲間はずしをした生徒の中で、対象を変えた新たな仲間はずしが発生した。担任は関係生徒を指導し、学年主任が集会等で生徒全体への指導も行ったが、少人数の規模の学校のため人間関係が固定化しており、解消にはかなりの時間を要した。

この種の事例のような無視や仲間はずしは、いじめの中でも最も多く見られるものである。対象が次から次へと変わるなど捉えどころがない対応の困難さがあるが、そのほか、次のようなことが挙げられる。

- 誰かをいじめることで、子どもたちの中で仲間意識が生まれている。
- 遊び感覚でいじめに加わっており、罪の意識が低い。
- 次のいじめの対象になることを恐れ、いじめに加わる生徒や、いじめを止めたり教職員に伝えたりすることができない生徒が多く、いじめを発見しにくい。
- 人間関係が固定化された集団の中でいじめが発生した場合、人間関係の修復が難しい。

取組のポイント

◇学校の取組

(1) 集団の中での子どもたちの人間関係の把握

- ・早期発見に向けて、個別の教育相談やアンケート調査、休み時間や昼食時の観察等によって、いじめの有無や子どもたち個々の人間関係をしっかりと把握する。
- ・子どもたちとの触れ合いを多くし、教職員と子どもとの強い信頼関係を築く。

(2) いじめ発見後の対応

- ・一人一人の子どもの思いを受容的な態度でしっかりと聴く。適切な指導・支援を行うが、いじめに関係した子どもたちの指導においては、教職員の「いじめは許さない」という熱い思いを伝えながら取り組むことが大切である。

- ・いじめをしている子どもがいじめを認めない場合には、周囲の子どもからもしっかりと事実確認をして、いじめられている子どもの痛みや苦しみを伝え、いじめを認識できるような指導を根気強く行う。

参考：いじめの対応（対応の手順）

「子どもたちの明るい未来のために」－いじめの問題に関する資料－

いじめの問題に関する資料作成委員会、岡山県教育委員会 H19.3 (P. 8～P. 9)

(3) お互いを認め合える、好ましい人間関係をつくる取組

- ・日々の授業の中で一人一人の思いを受け止めるような授業づくりを行う。
- ・子どもたちの集団活動等を行う中で、好ましい集団づくりに取り組む。
- ・構成的グループ・エンカウンターやピア・サポート、ソーシャルスキル・トレーニングなどの人間関係づくりの活動を取り入れる。

参考

「いじめ問題に関する取組事例集」(文部科学省、国立教育政策研究所
生徒指導研究センター H19.2)では、次のような取組が紹介されている。

(<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/ijime-07/index00.htm>)

○いじめを生まないよりよい集団づくり (P. 38～P. 48)

- ・人間関係プログラムの実施
- ・非行防止教室を支援する取組
- ・生徒フォーラムや望ましい集団づくり
- ・人権チェックカードやハッピーメッセージなどによる
自尊感情を育む学校づくり

○児童生徒の自主的な活動による問題解決 (P. 50～P. 57)

- ・生徒会の有志集団「君を守り隊」
- ・いじめ追放ソングといじめ根絶宣言
- ・全市立学校生徒会議を受けた学校全体の取組

◇家庭との連携

- ・個人情報の保護に留意しながら、学校で起きたいじめについて伝え、家庭と共に考える。
- ・気になる子どもを把握した場合、その保護者と連絡を密に取り、連携して
子どもを見守る。

4 暴力、恐喝によるいじめの事例

Bはおとなしい性格で、いつもAにからかわっていた。日常のからかいがいじめにエスカレートして、AはBにお金をたかり始めた。Bの貯金は全部なくなり、悩んだ末に保護者に相談して、いじめが発覚した。

担任が被害状況を把握したところ、CもAに殴られたりいやがらせをされたり、また、不当な要求をされたりしていることが分かった。

学校は、警察と児童相談所に相談したが、B、Cの保護者との協議の結果、警察に被害届は出さず、学校はB、Cの保護者と相談しながら指導を行うことにした。そこで、全教職員で校内巡回を行うなど、B、Cを守る体制を整えた。

BとCはAを恐れており、また、心の傷が深いため、スクールカウンセラーと相談し、病院に通うことにした。学校は、Aを継続的に指導しているが、指導の際には、反省の色は見せるが、なかなか成果が現れない。

この種の事例は、犯罪に相当するいじめであり、犯罪に対応する視点も必要となる。学校としては、早期に発見し、警察等と協力して対応することが大切である。対応の困難さとして、次のようなことが挙げられる。

- いじめられている子どもが仕返しや更なるいじめを恐れ、申し出ないことが多いため、発見の把握が難しい。
- 警察に被害届を出す必要がある場合でも、保護者間の人間関係などでためらうことがあり、指導の徹底がしづらい。
- 警察に被害届を出した場合、指導を放棄したと思われることを学校が懸念して、保護者に被害届を出すよう強く勧めないことがある。
- いじめた子どもが警察で取り調べを受けた後、学級集団に受け入れられにくい場合がある。
- いじめた子どもの保護者に、学校側に協力する姿勢や子どもへの指導力に問題がある場合がある。

取組のポイント

◇学校の取組

(1) 毅然とした対応

- ・恐喝や激しい暴力などについては、警察に相談する。
- ・学校、児童相談所、警察ができることを十分保護者に説明し、いじめの内容によっては、被害届を出すよう勧める。
- ・周囲の子どもに更に危害を加えるような状態であれば、安全な学校生活を確保するために、教育委員会と協議をし、教育長名で出席停止の措置を執ることも考えられる。

(2) 日ごろからの取組

- ・子どもとの触れ合いを多くするなど、教職員と子どもとのより強い信頼関係を築く。
- ・いじめられている子どもが、いつでも相談できる体制をつくるとともに、アンケート調査等を行い、常にサインを見逃さないようにする。

(3) 加害の子どもが学校へ復帰した場合

- ・被害の子どもへの報復の可能性がある場合は、被害の子どもが常に目の届くところにいるようにするなど、学校でその子どもを守り抜く体制を整える。
- ・加害の子どもが、周囲から仲間はずれにならないよう、十分に配慮する。
- ・家庭への連絡（よい行動などの子どもの状況）をこまめに行い、連携を密にする。
- ・加害の子どもが関係機関に送致された場合には、関係機関での指導内容や本人の状況等について情報を収集し、学校へ復帰した後の指導に生かす。

◇家庭との連携

- ・いじめられているのではないかと心配される子どもの保護者に対しては、早めに連絡をとって、家庭での状況を把握しつつ、いじめの早期発見に努める。
- ・いじめている子どもの家庭に対しては、児童相談所や福祉事務所、家庭裁判所、民生・児童委員や保護司などと密接に連携し、粘り強く働きかけていく。

専門機関との連携のポイント

いじめの内容によっては、学校だけで抱え込むのではなく、様々な立場でいじめ及びその関連問題に実際に携わっている専門機関と行動連携を行う必要がある。その際、それぞれの機関の業務内容や役割を理解して連携を図ることが大切である。

家庭裁判所・・・・ 送致、通告された非行少年について、少年の性格・日ごろの行動・生育歴・環境などの調査を行う。また、老人ホームなどで社会奉仕活動に参加させたり、被害者の方の声を直接聴く講習を受けさせ、内省を促すことも行う。

児童相談所・・・・ 18歳未満の児童に関する相談活動を行っている。専門職員による社会診断、心理診断などを行い、児童の支援に当たっている。

市町村・・・・・・ 18歳未満の児童に関する相談を受ける。児童虐待の通告を受けたり、調査や支援を行ったりする。

主任児童委員・・・ 児童福祉に関する事項を専門的に担当し、個別事案に関しては、児童福祉に関する機関や民生・児童委員との連絡調整を図り積極的な援助等を行う。

民生・児童委員・・・ 児童等の生活・環境の状況把握、児童等に対する指導・援助などをを行う。

保護司・・・・・・ 保護観察官と協働して、保護観察となつた少年等に対し保護観察を行い、遵守事項を守るように指導監督するとともに、立ち直りを援護する。

5 いじめの背景に家庭での児童虐待が考えられる事例

Aは情緒が安定していないため、周囲との人間関係を築きにくく、他の子どもに攻撃的な行動をとることがあり、たびたびBを叩いたり蹴ったりしていることが、Bの母親からの連絡で明らかになった。

よく調べてみると、Aは両親が離婚し、父親と暮らしているが、父親は養育を放棄している状況であることが判明した。学校は、Aと父親を呼んで指導を行い、B宅へ謝罪に行くよう勧めたが、父親は聞き入れなかった。

指導後もAの不安定な状態は変わらず、問題行動を起こし続けた。学校は、父親から本人へ指導を行うようを要請したが、父親は全く聞き入れず、Aの十分な養育を行っていない。

この種の事例は、いじめの背景にネグレクト等の児童虐待があり、家庭に子どもの居場所がないことが、いじめの要因の一つと考えられる。対応の困難さとしては、次のようなことが挙げられる。

- いじめの背景に児童虐待や複雑な要素が絡み合っており、本人へのいじめの指導だけでは、心の内面にまで届く指導が難しい。
- いじめの背景に家庭状況が考えられる場合に、学校がどこまで指導していくのか、家庭の協力が得られにくい場合に、どう対応していくのかが難しい。

取組のポイント

◇学校の取組

関係機関との早期の連携

- ・児童虐待の疑いがある場合には、いじめの指導と併行して事実確認を行い、市町村の児童虐待担当部署（保健福祉課等）や児童相談所などの関係機関と早期に連携を図って、家庭への支援を行う。
- ・教育委員会、警察、児童相談所、福祉事務所などと連携を図り、ケース会議を開催して、指導方針を明確にして対応する。
- ・学校における教育相談体制やいじめをしている子どもの受け入れ体制を整え、その子どもの不安や思いをしっかりと受け止めるとともに、よいところを見いだして、前向きに学校生活が送れるよう、担任等がその子に本気でかかわる。

児童虐待への対応

虐待の疑いがある児童生徒を発見した場合

通告

市町村(福祉事務所、保健福祉課等)
県民局(健康福祉部)

通告

調査

送致

児童相談所

関係機関とのケース検討会議

対応(援助)

* 学校の教職員は児童虐待の早期発見に努めなければならない。

* 通告する前、又は通告した後に、教育委員会に相談や報告をする。

* 児童虐待の通告先として、これまでの児童相談所、福祉事務所に加え、平成17年度から市町村の保健福祉課等も通告先に加えられた。

* 平成16年10月施行の改正法により、通告しなければならない範囲は児童虐待を「受けた」ではなく、「受けたと思われる」場合にまで拡大されている。

* 児童虐待の通告は、守秘義務違反に当たらないことが法律に明記されている。

◇家庭への支援

- ・学校での子どものよい取組や頑張っていることなどを保護者に伝えて、保護者が子どもについて自信が持てるようにすることも必要である。
- ・保護者と会うことができる場合には、信頼関係を築きつつ、保護者から家庭内での子どもの状況を把握する。状況に応じて、保護者に専門機関を紹介することも考えられる。
- ・地域の人との交流が十分でないような場合には、地域で受け入れられているという意識が持てるよう、地域の人からあいさつなどの声かけをもらうよう、PTA会長や民生・児童委員等に依頼する。

6 学校と保護者の関係がこじれて解決が難しい事例

Aの持ち物が隠され、いじめられていると父親が強い口調で抗議の電話をしてきた。学校はクラスの子どもから事実確認を行ったが、誰が隠したのか特定できず、全体指導で、いじめの不当性、持ち物を隠された子どもの気持ちを伝えた。その後、父親が来校し、学校の対応が悪い等の苦情を言い、新聞社に連絡をすると抗議した。

後日、Aの父親から学校に電話があり、同じクラスの子どもの名前を挙げ、学校がその子どもに事実確認を行い、結果を文書で報告するよう要望があった。

その後、再度持ち物が隠される事件が発生したが、今回も隠した子どもを特定することはできなかった。Aの父親は、Aが安心して登校できるように、事実関係をはっきりさせて、犯人を見つけるよう強硬に要求し、解決できない場合は、教室へ来て、自分で犯人を捜すと主張した。

この種の事例は、いじめの対応に関して保護者との意見の食い違いがあり、関係がこじれて解決が難しくなっている事例であり、困難さとしては次のようなものが挙げられる。

- いじめた子どもが特定できない場合などには、学校の対応について保護者から理解を得られない場合がある。
- 学校ができないことを、執拗に要求されることがある。
- 不信感が高まり、こじれた関係が固定化してしまう。

取組のポイント

◇学校の取組

(1) 具体的な対応

- ・いじめられている子どもの思いや保護者の要求の背景にある思いを汲み取りながら学校の対応を振り返り、改善すべき点はすぐに対応しながら、信頼を回復するよう努める。
- ・事実確認を確実に行い、いじめた子どもの特定に努め、学校の対応やいじめについての指導状況を説明し、保護者の腹立ちや不安の解消に努める。
- ・いじめられている子どもの思いを受け止め、全体指導・個別指導を繰り返し、子どもが学校に信頼を寄せるような取組をしていく。
- ・保護者との話し合いには複数で対応し、学校として受け入れ難い要求の場合は、毅然とした態度で断る。
- ・暴力的な行為をはたらく保護者に対しては、警察に通報することも考える。

- ・保護者の中には、話し相手が少なく、学校への不信や不満を抱え込んでしまうケースもある。こうした保護者が気軽に相談や話し合いができるよう、保護者同士のネットワークをつくっておく。

(2) 家庭との連携

- ・この種の事例では、担任が抱え込んでしまったために関係がこじれてしまうことが多い。担任は、早い段階から、校長、教頭、学年主任、生徒指導担当者などに連絡・相談し、学校の取組を家庭に伝えていく。
- ・保護者が孤立しないように、PTA役員等の第三者に相談に乗ってもらうなど、多方面からの対応を行う。

IV いじめの未然防止に向けて

第1回の会議で協議したいじめの背景・原因を基に、いじめの未然防止について学校、家庭、地域の取組、関連機関等との連携という視点で話し合った。その主なものを、次にまとめている。

1 学校の取組

いじめを生まない学校・学級づくりが大切である。また、最近のいじめの背景として、コミュニケーション能力、対人関係能力の低下やストレスを抱えているといった問題が挙げられている。そのため、次のような視点で取り組むことが大切である。

○ いじめを生まない学校・学級づくり

- ・学校や学級の中に、個々の子どもが認められ、受け入れられる居場所を作る。
- ・学校行事や集団的な活動の場面において、子どもに自己決定をさせる活動を多く取り入れ、自己肯定感が感じられるようにする。
- ・子どもたちへのアンケートや教育相談、カウンセラー等との連携により、一人一人の子どもの状況や子ども同士の人間関係を把握する。
- ・子どもたちが話し合いを通じて、子ども同士の課題を解決していく力を育成することが重要であり、いじめについてクラスで考えたり、討論会を行ったりするなど、いじめ対策に関する子どもたちの自主的な活動を支援する。
- ・異年齢の交流活動で、子どもが自己有用感を味わえるようにする。

子どもたちによる自主的な活動例

- ・児童によるいじめ防止の劇（倉敷市立葦高小学校）
人権週間に、児童会が自分たちの生活を振り返り、自ら筋と台詞を決め、いじめをなくすための劇を全校集会で行った。
- ・生徒有志の「いじめをなくすための実行委員会」（矢掛町立矢掛中学校）
全校生徒のメッセージを張り合わせたモザイク画を、生徒有志が呼びかけて作製するとともに、「いじめをなくそう」という言葉と笑顔が描かれたワッペンを作製し、生徒や教職員が身に付けた。
- ・生徒会による「いじめ撲滅宣言」（県立勝山高等学校）
生徒会がいじめに関する意識調査を実施し、結果を基に集会を開き、いじめを許さない学校づくりへの意識改革を呼びかけるとともに、「いじめ撲滅宣言」を発表した。

異年齢の交流活動

- ・異年齢の交流活動例（倉敷市立下津井中学校）
中学生が小学生に勉強を教えることにより、小学生は中学生にあこがれを持ち、中学生は下級生に教えることで有用感を味わった。
- ・異年齢の交流活動について
「『社会性の基礎』を育む『交流活動』『体験活動』
－『人とかかわる喜び』をもつ児童生徒に－」
国立教育政策研究所生徒指導研究センター H16.3
(<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/index.htm>)

○ 豊かな人間関係づくり

- ・構成的グループ・エンカウンター、ソーシャルスキル・トレーニング等で子どもたち相互の人間関係づくりを進めるとともに、ストレスマネージメントやアンガーマネジメント等で個々のストレス対処能力を高める。
- ・人間関係づくりのプログラムを教育課程に位置付ける。

参考

○ 岡山県総合教育センターの研修講座、派遣事業

・学校教育相談研修講座（基礎コース）

不登校といじめの理解と対応について理解し、校種別で事例検討を行う。

・学校教育相談研修講座（リーダーコース）

行動連携が充実するように、学校や地域における生徒指導・教育相談のリーダーとして必要な資質・能力を養う。

・いじめ問題研修講座（小・中・高・特別支援学校）

事例研究を通して、いじめの背景に視点を置きつつ、対応について検討を進める。関係機関との連携やチーム支援の在り方、進め方について研修を深める。

・アンガーマネジメント研修講座

生徒指導の機能の一層の充実を図るため、児童生徒の自他の「怒り」の感情を上手に処理できるような能力を高めることができる資質や指導力の向上を図る。

・学校力向上サポートキャラバン事業

校内研修会や地域ごとの研修会等に指導主事が出向き、生徒指導・教育相談に関する講義、演習、事例検討等を行う。

○ きめ細かい指導による基礎基本の徹底

- ・子どもが自分で考えて行動し、つまずいたり失敗したりしながら、学び方を学ぶ体験を授業の中で多く取り入れる。
- ・子どもに学力が身につくように、教師が授業力を高める。

○ 心の教育の推進

- ・教師、保護者は国語や算数等の学習に目が向きがちだが、小学校段階から相手を思いやる心を育む。
- ・実生活に生きる道徳教育をしっかりと行う。

○ 基本的生活習慣の確立

- ・学校でのあいさつや掃除、給食のマナーなど、生活の基となる活動をしっかりと行い、きちんと身に付けさせる。

その他、学校は、保護者や地域と積極的に連携し、また、保護者への支援を行う必要がある。

○ 保護者や地域との積極的な連携

- ・日ごろから、保護者や地域の人たちが気軽に来校できるよう「開かれた

- 学校」づくりに努め、学校と保護者、保護者同士の連携を深める。
- ・学校は子育てに悩む保護者に対して、県や市の電話相談窓口や児童相談所、民生・児童委員、子育て支援団体の連絡先等の情報を把握し、必要に応じて紹介していく。

2 家庭の取組

親として家庭で子どもたちとしっかりと触れ合い、親としてできること、しなければならないことを実践する必要がある。

- 子どもは成長していく過程でしっかりと愛されることが必要である。
 - ・手伝いをさせたり、家族としての役割を与えたりして、家族の一員としての自覚を持たせる。
 - ・あいさつなどの言葉によるコミュニケーションを多く持ち、明るく、温かい雰囲気づくりに心がける。
 - ・子どもが自分の思いや考えを話せるよう、向き合う時間を多くとる。
- 幼少期からのしつけや基本的生活習慣が重要である。
 - ・家庭で決めたルールを、きちんと守らせる。
 - ・子どものよくない行いに対しては本気で叱り、なぜそれがよくないかを子どもが理解できるようにしっかりと説明する。その一方で、よいことはしっかりとほめ、善悪のけじめを教える。
 - ・保護者が手本を見せて、基本的な生活習慣を身に付けさせる。
- いじめについて話し合う。
 - ・いじめは絶対にしてはいけないことを子どもに真剣に話す。
 - ・いじめを受けたときは、一人で悩まないで、親や教師に相談するよう伝える。
 - ・保護者として、子どもの変化をしっかりと見つめる。
- 学校との連携を深める。
 - ・授業参観や学級便りなどで、学校での子どもの様子を理解する。
 - ・保護者懇談会などに積極的に参加し、教師や他の保護者との話し合いを深める。保護者同士のネットワークづくりに努める。
 - ・気になることがあったら、気軽に学校に相談する。

3 地域の取組

地域として、家庭を支え、「地域の子どもは地域で育てる。」という視点に立ち、地域ネットワークづくりや、子どもの活動の場の設定、子どもへの声かけ等の取組を充実させることが大切である。

- 地域での活動の活性化
 - ・地域の子ども会やスポーツ少年団などの社会教育関係団体と連携し、地域の子どもを呼び込み、地域で子どもを育て見守る。

地域での活動例

- ・あいさつ運動や声かけ運動などを行う。
- ・地域の行事やスポーツ活動等を生かして、ルールを守ることやチームワークを学ばせる。

○ 地域社会での子育て支援

- ・子育て等に悩む保護者が集まり情報交換をする場を設けたり、保護者同士のネットワークをつくるなど、子育てに悩む保護者を学校や地域、関係機関が支援する。

4 関係機関等との連携

多くの関係機関からの専門的な立場の委員による協議の有効性が今回の会議で確認された。

○ 緊密な連携

- ・警察、児童相談所、福祉事務所、民生・児童委員、カウンセラー、精神科医、小児科医などが集まり、会議を定期的に開く。普段から良好な関係を作りおき、未然防止に役立て、緊急時にも対応する。
- ・子ども、保護者、関係機関への対応について、学校内で担当者を決めておく。

参 考 資 料

- いじめの相談窓口
- 岡山県の児童相談所、福祉事務所
- 子どもの人間関係づくりに関する書籍の例
- 参考文献
- 岡山県いじめ対策行動推進会議委員名簿

いじめの相談窓口

○24時間いじめ相談ダイヤル

0570-0-78310

○県総合教育センター (加賀郡吉備中央町吉川7545-11)

電話相談 月・水・木・金 9:00~17:00

※年末年始を除く 火曜日 13:00~17:00

面接相談 (要予約) 月・水・木・金 9:00~19:00

※年末年始を除く 火曜日 13:00~19:00

第2・4土曜日 9:00~17:00 ※長期休業中を除く

0866-56-9115

○県青少年総合相談センター (岡山市蕃山町1-20)

<総合相談窓口>

電話・面接 (要予約) 相談 (日~土 8:30~23:00) ※年末年始を除く

086-224-7110

<教育相談窓口>

電話・面接 (要予約) 相談 (日~土 8:30~23:00) ※年末年始を除く

086-221-7490

<すこやか育児テレホン>

電話相談 (日~土 8:30~23:00) ※年末年始を除く

086-235-8839

※ホームページ <http://www.pref.okayama.jp/seikatsu/soudan/>

○倉敷教育相談室 (倉敷市羽島1083)

電話・面接 (要予約) 相談 (火~金 9:00~16:00) ※年末年始を除く

086-427-0244

○高梁教育相談室 (高梁市落合町近似286-1)

電話・面接 (要予約) 相談 (月・水・金 9:00~16:00) ※年末年始を除く

0866-22-9833

○津山教育相談室 (津山市田町31)

電話・面接 (要予約) 相談 (月・木・金 9:00~16:00) ※年末年始を除く

0868-24-1424

岡山県の児童相談所、福祉事務所

○児童相談所

機関名	所在地	電話番号
岡山県中央児童相談所 岡山県倉敷児童相談所 倉敷児童相談所高梁分室	岡山市南方 2-13-1 倉敷市美和 1-14-31 高梁市落合町近似 286-1 (備中県民局高梁支局第二庁舎)	086-235-4152 086-421-0991 0866-21-2833
岡山県津山児童相談所	津山市山北 288-1	0868-23-5131

○福祉事務所

機関名	所在地	電話番号
岡山市中央福祉事務所 北福祉事務所 東福祉事務所 西大寺福祉事務所 西福祉事務所 南福祉事務所	岡山市鹿田町 1-1-1 岡山市谷万成 2-6-33 岡山市国富 1-1-30 岡山市西大寺中 2-16-33 岡山市妹尾 880-1 岡山市福田 690-1	086-803-1209 086-251-6510 086-272-8228 086-944-1822 086-281-9620 086-261-7041
倉敷市倉敷社会福祉事務所 水島社会福祉事務所 児島社会福祉事務所 玉島社会福祉事務所	倉敷市西中新田 640 倉敷市水島北幸町 1-1 倉敷市児島小川町 3681-3 倉敷市玉島阿賀崎 1-1-1	086-426-3305 086-446-1114 086-473-1119 086-522-8118
玉島社会福祉事務所(真備分室) 津山市社会福祉事務所 玉野市社会福祉事務所 笠岡市市民部健康福祉課 市民部生活福祉課	倉敷市真備町箭田 1141-1 津山市山北 520 玉野市宇野 1-27-1 笠岡市笠岡 1866-1 笠岡市中央町 1-1	0866-98-5113 0868-23-2067 0863-32-5556 0865-69-2133 0865-69-2318
井原市社会福祉事務所 総社市福祉課 高梁市社会福祉課 新見市社会福祉課	井原市井原町 311-1 総社市中央 1-1-1 高梁市松原通 2043 新見市新見 310-3	0866-62-9518 0866-92-8264 0866-21-0264 0867-72-6126
備前市社会福祉事務所 真庭市社会福祉事務所 美作市社会福祉事務所 浅口市社会福祉課	備前市東片上 126 真庭市落合垂水 1901-5 美作市北山 390-2 浅口市鴨方町六条院 3050	0869-64-1824 0867-52-1112 0868-72-7701 0865-44-7007
赤磐市社会福祉事務所 瀬戸内市社会福祉事務所 里庄町健康福祉課 矢掛町保健福祉課	赤磐市下市 344 瀬戸内市長船町土師 277-4 浅口郡里庄町里見 1107-2 小田郡矢掛町矢掛 3018	0869-955-1115 0869-26-5943 0865-64-7211 0866-83-0532
新庄村住民福祉課 鏡野町福祉課 美咲町保健福祉二課 久米南町保健福祉課	真庭郡新庄村 2008-1 苦田郡鏡野町竹田 660 久米郡美咲町原田 1735 久米郡久米南町下弓削 502-1	0867-56-2626 0868-54-2986 0868-66-1115 0867-28-2115
早島町町民生活課 奈義町保健福祉課 西粟倉村保健福祉課	都窪郡早島町前瀬 360-1 勝田郡奈義町豊沢 306-1 英田郡西粟倉村大字影石 2	086-482-0613 0868-36-6700 0868-79-2111
勝央町健康福祉部 和気町町民福祉課 吉備中央町保健福祉課	勝田郡勝央町勝間田 201 和気郡和気町尺所 555 加賀郡吉備中央町豊野 1-2	0868-38-3111 0869-93-1125 0866-54-1317

子どもの人間関係づくりに関する書籍の例

○構成的グループ・エンカウンター

- ・「構成的グループエンカウンター事典」 (國分康孝・國分久子総編集 図書文化)
- ・「構成的グループ・エンカウンター 21世紀カウンセリング叢書」 (片野智治著 駿河台出版社)
- ・「構成的グループ・エンカウンター 続」 (國分康孝編 誠信書房)
- ・「構成的グループエンカウンター研究 SGEが個人の成長におよぼす影響」 (片野智治著 図書文化社)
- ・「構成的グループ・エンカウンターの原理と進め方 リーダーのためのガイド」 (國分康孝著 誠信書房)
- ・「構成的グループエンカウンター・ミニエクササイズ56選 小学校版」 (八巻寛治著 明治図書出版)
- ・「小学校学級づくり構成的グループエンカウンター・エクササイズ50選」 (八巻寛治著 明治図書出版)
- ・「実践構成的グループエンカウンター 第3号 3学期の特選エクササイズ&上達講座」
(八巻寛治編集 明治図書出版)
- ・「中学校学級づくり構成的グループエンカウンター・エクササイズ50選」
(吉沢克彦著 明治図書出版)

○ソーシャルスキル・トレーニング

- ・「実践！ソーシャルスキル教育 小学校」 (佐藤正二・相川充編 図書文化)
- ・「実践！ソーシャルスキル教育 中学校」 (相川充・佐藤正二編 図書文化)
- ・「学校におけるSST実践ガイド 子どもの対人スキル指導」 (佐藤正二編 金剛出版)
- ・「教師のためのソーシャル・スキル 子どもとの人間関係を深める技術」 (河村茂雄著 誠信書房)
- ・「講座サイコセラピー 11 ソーシャル・スキル・トレーニング」 (日本文化科学社)
- ・「ちゃんと人とつきあいたい 発達障害や人間関係に悩む人のためのソーシャルスキル・トレーニング」
(井沢信三編著 山海堂)

○ピア・サポート

- ・「ピア・サポートではじめる学校づくり 実践導入編－『予防教育的な生徒指導プログラム』の導入と実践」
(滝充著 金子書房)
- ・「ピア・サポートではじめる学校づくり 小学校編－『総合的な学習の時間』に行う『心の教育』」
(滝充著 金子書房)
- ・「ピア・サポートではじめる学校づくり 中学校編－『予防教育的な生徒指導プログラム』の理論と方法」
(滝充著 金子書房)
- ・「学校でのピア・サポートのすべて」 (中野武房・森川澄男・日野宜千著 ほんの森出版)
- ・「ピア・サポート 豊かな人間性を育てる授業づくり〈実例付〉」 (中野良顯著 図書文化社)
- ・「ピア・サポート実践マニュアル」 (トレバー・コール著 川島書店)

※ 上記の書籍は、岡山県立図書館に所蔵されているものを挙げている。

参考文献

・「子どもたち一人一人が生き生きと学校生活を送るために ーいじめ・不登校への対応ー」

(岡山県教育委員会、学校適応推進協議会 平成11年3月)

・「LD・ADHD・高機能自閉症の理解と支援のために」

(岡山県教育委員会 平成15年11月)

・「人権に配慮したインターネットの活用 ー身につけよう情報モラルー」

(岡山県教育委員会 平成16年1月)

・「子どもたちの明るい未来のために ーいじめの問題に関する資料ー」

(いじめの問題に関する資料作成委員会、岡山県教育委員会 平成19年3月)

・「少年犯罪によって被害を受けた方へ」

(家庭裁判所 平成18年9月)

・リーフレット『おかしい』と感じたら迷わず連絡してください。」

(岡山県 平成19年4月)

・「小・中学校におけるLD(学習障害), ADHD(注意欠陥／多動性障害), 高機能自閉症の児童 生徒への教育 支援体制の整備のためのガイドライン(試案)の公表について」

(文部科学省 平成16年1月)

(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/01/04013002.htm)

・「『社会性の基礎』を育む『交流活動』『体験活動』ー『人ととかかわる喜び』をもつ児童生徒にー」

(国立教育政策研究所生徒指導研究センター 平成16年3月)

(<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/index.htm>)

・「学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために」

(学校と関連機関等との行動連携に関する研究会 平成16年3月)

・「いじめ問題に関する取組事例集」

(文部科学省、国立教育政策研究所生徒指導研究センター 平成19年2月)

(<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/ijime-07/index00.htm>)

・「いじめを早期に発見し、適切に対応できる体制づくり」 ーぬくもりのある学校・地域社会を めざしてー 子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ(第1次)

(文部科学省 平成19年2月)

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/040/toushin/07030123)

岡山県いじめ対策行動推進会議委員名簿

委員長	古市裕一	岡山大学教育学部	教 授
副委員長	小田満思	倉敷市立下津井中学校	校 長
委 員	岩根 隆	県立岡山東商業高等学校	PTA副会長
委 員	内田敏子	岡山県中央児童相談所	判 定 課 長
委 員	後藤文夫	県立岡山芳泉高等学校	校 長
委 員	頃安俊男	岡山県PTA連合会	前 副 会 長
委 員	定本啓子	美咲町立柵原西小学校	校 長
委 員	下野麻美	スクールカウンセラー	臨床心理士
委 員	東郷浩幸	岡山県PTA連合会	前 副 会 長
委 員	増田知代	岡山家庭裁判所	家庭裁判所調査官
委 員	松嶋且子	岡山県民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡部会	部 長
委 員	安田昭忠	岡山市スポーツ少年団指導者協議会	会 長
事務局	竹井千庫	県教育庁指導課	課 長
	小田幸伸	県教育庁指導課	参 事
	笏本弘忠	県教育庁人権・同和教育課	総括副参事
	平賀和治	県教育庁指導課	総括副参事
	林栄昭	県教育庁指導課特別支援教育室	副 参 事
	小見山 晃	県教育庁指導課	総括主幹
	簗長一樹	県教育庁生涯学習課	社会教育主事(主任)
	中山博文	県教育庁指導課	指導主事(主任)
	谷川淳	県教育庁指導課	指導主事(主任)
	赤井佐裕里	県教育庁指導課	指導主事(主任)